

いたばし

東京税理士会板橋支部弘報

いたばし／第198号 ●

平成27年 4月15日発行 ●

発行／東京都板橋区大山東町40-6 ●

朝日大山マンション210号 ●

東京税理士会板橋支部 ●

TEL 03 (3962) 3922 ●

E-mail : shibu@itazei.jp ●

発行人／支部長 吉田伸江 ●

編集人／広報部長 小野聰司 ●



鎌倉の妙本寺は、日蓮聖人を開山に仰ぐ、日蓮宗最古の寺院です。開基は、比企能員の末子で、順徳天皇に仕えた儒学者比企大学三郎能本です。

日蓮聖人は、文応元年（1260年）比企能本の父・能員と母に「長興」、「妙本」の法号をそれぞれ授与し、この寺を「長興山妙本寺」と名付けられました。

妙本寺の位置する比企谷には多くの自然が溢れています。春の桜、海棠に続き、境内は溢れんばかりの新緑に包まれ、初夏には蛍が舞い、晩秋には楓や银杏の紅葉が彩りを添えてくれます。そして冬へ。自然が織りなす四季折々の表情を見せてくれます。

1月16日の新春講演会

広報部長 小野 聡司

東京消防庁から防災部副参事の福永輝繁氏をお招きして、「地震などの災害に備えて～いざという時のために～」というタイトルでご講演をいただきました。日常の業務に追わ

れるだけでなく、いざという時に落ち着いて行動できるように日頃からの準備がとても大切だというお話をさせていただきました。



新年賀詞交歓会の報告 総務部

平成27年1月16日に板橋区立文化会館において新年賀詞交歓会が、板橋税理士政治連盟と共催で開催されました。

今年もゆっくり歓談できるよう着席形式にして、堀内行夫総務部長の司会のもと、深川加代副支部長の開会の言葉から始まり、吉田伸江支部長より租税教育や近況を交えた挨拶、坂田稔板橋税理士政治連盟会長より税制改正の状況を交えた挨拶がありました。

その後、ご来賓の下村博文文部科学大臣より、東京オリンピックの開催決定と今後の期待を盛り込んだご挨拶をいただき、続いて林睦博板橋税務署長、貝瀬由明板橋都税事務所長、坂本健板橋区長は公務のため安井賢光板橋区副区長、板橋税務関係6団体を代表して中原賢司公益社団法人板橋青色申告会会長、名倉明彦東京税理士会副会長、八木澤秀夫東京税理士政治連盟副会長と、多くのご来賓の方々からのご挨拶をいただきました。

懇親会は、安田勝治顧問の乾杯の発声によ

り参加者全員で乾杯し、その後懇談に入り、途中、第6ブロックの各支部長のご紹介がありました。

たくさんのご来賓の皆様や会員のご参加をいただき、食事やお酒も進んでとても賑やかで活気のある賀詞交歓会となりました。

昨年を教訓に料理を多めに用意したつもりでしたが、またしても早くなくなってしまい、皆様の活力を感じました。宴たけなわのうち、中締めを倉林秀雄相談役、閉会の言葉を長沼弘二副支部長が述べ、無事終了しました。

ご来賓の皆様には粗品として、「板橋のいっぴん」を、参加された会員には「所得税確定申告の手引」をお持ち帰りいただきました。



支部長せいぞろいです



みなさん、ご歓談



こんにちは～



うれしそうです



乾杯、乾杯、乾杯



仲良しです



イエ～イ！！



中締めのごあいさつ



支部長ごあいさつ



大臣ごあいさつ

平成26年分確定申告無料相談を終えて

税務支援対策部長 坂田 覚

本年度も平成26年分確定申告無料相談会を無事に終了することができました。会員の皆様のご協力にあらためて感謝し、御礼申し上げます。

例年、確定申告無料相談の実施に当たっては、昨年度までの実績、引継ぎ課題を踏まえ、税務署及び区役所と協議を重ね、よりスムーズに運営が出来るように税務支援対策部で準備を行っています。

本年度も開催に当たり、協議を重ねてまいりましたが、検討ポイントとなったのが昨年度実施の課題であった「1月中開催については是非」と「高島平会場における混雑の緩和」についてでした。

1月中の無料相談開催については、一昨年度、昨年度と非常に相談者の来所が少ない傾向がみられました。

広報いたばし・案内掲示板・広報車の使用などにより納税者への周知を行っていましたが、税務署から郵送されてくる確定申告書の封筒に1月開催分の日程については、発送時期の関係により記載がないことが原因でした。

今年度も同様の取扱いとなるため、大幅な来所者の増加を期待することは難しいとの判断により、署との協議により実施については見送ることにいたしました。

この結果、実施日数の短縮に伴い、もう一つの課題であった高島平会場の混雑緩和策について、従事する税理士相談員を増やす対応が可能となりました。

さて、2月2日から開始された確定申告無料相談の件数等実施結果は次頁の通りとなります。取扱件数は減少傾向となっておりますが、前年同様、年金所得者の申告不要制度が影響していると思われます。

9日間を通し、各会場における来所者数の違いはありますが、いずれの会場も一日当たりの税理士が担当した件数としては概ね10人から12人前後となり、平均化が図られ、高島平会場の混雑も緩和が出来たように思えます。

現在、税務支援対策部では総括を行い、次年度に向けて改善すべき事項について検討を行っています。会員の皆様におかれましても従事した際にお気づきの点がございましたら税務支援対策部へお知らせくださるようお願いいたします。

確定申告無料相談は、税理士としての職能を活かし、専門家として地域に貢献する重要な事業となります。引き続き、会員の皆様のご協力をよろしく願います。

平成26年分確定申告無料相談実績

会場	実施期間	開催日数	取扱件数	提出件数	内電子申告	相談のみ	担当者数
下赤塚 地域センター	2月2日 ～2月4日	3日	567	424	257	143	54
高島平 区民館	2月5日 ～2月10日	4日	1,953	1,543	703	410	176
常盤台 地域センター	2月12日 ～2月13日	2日	554	411	187	143	45
合計		9日	3,074	2,378	1,147	696	275
25年分		14日	3,494	2,612	1,130	882	282



初の独自事業(確定申告無料相談会)に従事して

会員 高山 峰夫

平成27年2月24日(火)の一日、区立グリーンホール1階で確定申告無料相談会が開催されました。この相談会は毎年3会場(高島平、常盤台、下赤塚)で行われる国税庁の委託事業の終了したあと、支部としての初の独自企画事業として行われました。担当会員8名が

従事し、多くの相談者の期待に応えるべく臨みました。税務署の近隣会場とあって、税務署構内の長蛇の列の解消の一助として来場していただけることを予定していました。

初の企画とあってPRが若干不足していたのでしょうか、午前中は訪れる相談者も少な

く低調でした。会場を訪問していただいた税務署長の指示も頂き、税務署の来署者の一部を振り分け案内していただき、午後からは午前中よりは多くの来場者がありました。来場者からは、ここでは椅子に座ってゆっくり相談ができてよかったとの言葉も頂きました。

何事も初めての事業は低調なもの的心得、



相続税フォーラムに参加して

会員 小野 聡司

平成27年2月22日に、練馬西支部主催による相続税フォーラム『どうなる相続税！東京税理士会が行う無料相談会』が「北とびあ」で開催されました。当支部からは、私と稲生安行先生の二人が相談員として出席してまいりました。税理士記念日に合わせて税理士の広報活動の一環として行われるもので、日曜午後の短い時間でしたが、23名の相談者があり「相続税については、税理士がお役にたちます！」という世の中に向けての良いPRになったのではないかと思います。



記帳指導について



会員 大西 京子

記帳指導とは、開業したての方がご自身で記帳を行い、その記帳に基づいて所得を計算することができるようになりたいと希望された方にご自宅等にお伺いして指導するという事です。

8月から翌年1月の間に4回訪問して、確定申告書をご自身で作成できるようにするにはいけません。

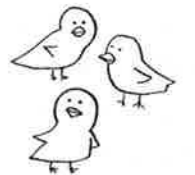
初日に課題が2つ発生しました。1つ目は、ご自宅にお伺いするのに道に迷いスマホのナビを立ち上げ悪戦苦闘、2つ目は、65万円控除を希望でしたが、皆さん元帳ってなに？？？の世界でした。帳簿は、手書きやエ

クセルで作成したい、会計ソフトは用意したが入力方法がわからない、という方たちに限られた時間でどれだけ理解してもらえるか。

私の担当の方は、皆さんまじめな方なので、こちらもついつい、説明が長くなり1回1時間の予定時間がオーバーしてしまいましたが、その甲斐あって帳簿作成に慣れていただけると同時に、私は道を覚え周囲を探索できるようになりました。

やっと覚えた道ですが、お別れの時がきてしまいましたが、ご自身の記帳の習慣は忘れずに続けていただければと思います。

板橋区税務相談業務の相談員になって



会員 藤森 義文

板橋区では、区民のみなさんのいろいろな問題や悩みごとの相談コーナーを開設しております。

私は以前より行政書士として書類作成相談を、本年度より税理士としての税務相談も担当させて頂いております。

どちらも相談時間は午後1時より4時。相談件数としては、書類作成相談では毎回1件程ですが、税務相談では毎回4件と相談枠満員です。区民の皆様の税への関心の高さ、我々税理士に要求される親切できめ細かな相

談回答の必要性を実感しております。

相談内容は①相続贈与80%②譲渡10%③個人事業5%④その他5%の割合。

相続税法の改正による増税に不安を感じて相談に来られる方が多い様です。遺言作成から相続税・贈与税の特例適用及び一般的な節税の提案。また不動産登記に係る登録免許税・不動産取得税。それぞれケースにより課税・税率が異なります。そのため総合的な判断が必要であり、毎回身が引き締まる思いでご相談に対応させて頂いております。



青年部 活動報告

会員 大島 史郎



東京税理士会板橋支部青年部員の大島です。

青年部は若手の税理士の交流を深めようという意図のもと、青年部員に対する研修及び親睦に関する行事を行うほか、板橋支部各部の事業に参加することを目的としています。

青年部員の参加資格は原則年齢40歳以下ですが、板橋支部登録5年以内であれば年齢に関係なく誰でも参加出来ますので幅広い年齢層によって構成されています。

私自身、青年部に参加して3年近くになりますが様々な行事に参加させて頂くことで横のつながりを作ることが出来ました。

研修会、勉強会で好評だったテーマは「税理士登録5年よもやま話」です。税理士登録をした後も、勤務や独立開業など税理士としての仕事のやり方は様々であり、色々な悩みもあるかと思えます。そこで開業後どのように顧問先を獲得していくのか、どのような悩みを今抱えているかなど、多くの若手税理士が相談したいことを中心にパネルディスカッションという形式で意見交換を行うものです。諸先輩方の経験談が聞けるこの「よもやま話」はとても面白く、私自身も独立開業す

るうえでとても参考になりました。研修会の後は恒例の懇親会です。研修会場からそのまま居酒屋になだれ込むのがいつものパターンです。お酒が入ることにより更に本音で色々意見交換をすることができ、また様々な悩みも相談することも出来ました。

レクリエーションも充実しており、去年は王子支部、川口支部青年部との3支部合同での東京スカイツリーツアーが行われました。

この懇親会では寄席を楽しみながらお酒を飲むというとても贅沢で楽しい時間を過ごすことができ、大変盛り上がりました。他の支部との横のつながりも大切にしようとするのは板橋青年部のいいところですね。

青年部では本当によい経験をさせてもらいました。今後も時間の許す限り積極的に参加させていただきたいと思えます。

お仕事が忙しくてなかなか参加出来ない方、また一度も参加したことがないため出づらいという方おられるかもしれませんが、研修会後の懇親会から構いませんので是非参加してみてください。きっとよい出会いがあると思えます。

知識・経験ともにまだまだこれからですので、諸先輩方からのご指導を頂きながら、日々精進して参りたいと思えますので、何卒よろしくお願い致します。

はじめまして

一新・転入会員紹介（敬称略）

平成27年3月31日現在

(1) 新入会員



氏名 ^{ナガセ} 長瀬 ^{ユウ} 剛
(H26.12.16新入)
登録番号 第128704号
事務所 赤塚3-34-6
電話 3979-6602

この度板橋支部に入会させて頂くことになりました長瀬剛と申します。

氏名 ^{アヤマ} 青山 ^{ナオ} 奈央
(H27. 2.18新入)
登録番号 第128990号
事務所 板橋1-35-9-8F
税理士法人ハンズ
青山事務所



氏名 ^{サカタ} 阪田 ^{マリオ} 万里央
(H27. 2.18新入)
登録番号 第129003号
事務所 板橋1-47-15-601



氏名 ^{カキウチ} 垣内 ^{サトル} 悟
(H27. 3.25新入)
登録番号 第129236号
事務所 本町39-2-1001
渡辺勲事務所内
電話 5944-1939

(2) 転入会員



氏名 ^{サトウ} 佐藤 ^{コウジ} 浩司
(H26.12.24転入)
登録番号 第99249号
事務所 四葉2-26-19-501
やまぶき税理士法人
電話 6904-2211



氏名 ^{タカムラ} 高村 ^{トシユキ} 俊行
(H26.12.24転入)
登録番号 第101730号
事務所 四葉2-26-19-501
やまぶき税理士法人
電話 6904-2211



氏名 ^{タカハシ} 高橋 ^{リョウジ} 良二
(H27. 1. 5 転入)
登録番号 第103418号
事務所 上板橋2-13-3-107
電話 6915-7008



氏名 ^{ウチダ} 内田 ^{マサル} 俊
(H27. 1. 9 転入)
登録番号 第108409号
事務所 上板橋2-12-9-603



氏名 ^{サイトウ} 齊藤 ^{マサヒデ} 昌英
(H27. 1.23転入)
登録番号 第26831号
事務所 中台3-27-1-102

(3) 新入法人会員

法人名称 アーム税理士法人板橋事務所
(H27.1.22新入)
法人番号 第3327-1号
事務所 本町38-6-101
電話 6915-5435

(4) 転入法人会員

法人名称 やまぶき税理士法人
(H26.11.17転入)
法人番号 第717号
事務所 四葉2-26-19-501
電話 6904-2211

会員掲示板

◇お世話になりました◇

浅川 弘樹 麻布支部へ
中村 芳夫 業務廃止
宿澤 秀太 豊島支部へ
柚木隆一郎 荏原支部へ
松村 正也 業務廃止
大槻 慎一 業務廃止
久保田恭弥 小石川支部へ

◇事務所移転しました◇

渡部 浩之 成増1-28-15-902号
渡辺 勲 本町39-2-1006
中澤 賢治 常盤台4-17-1-3F
山田 明雄 成増1-29-7-701
池ノ上和宏 上板橋2-13-3-107
朝生 高志 上板橋2-13-3-107
篠本 弥生 赤塚新町1-25-6-201

訃報

当支部会員蓬田富士夫氏は、去る平成26年12月30日ご逝去されました。

ここに、謹んで哀悼の意を表します。

板橋支部会員数

(平成27年3月31日現在)

支部会員数 415名(男344名 女71名)
支部法人会員数 18事務所

—編集後記—

広報部長に任命されまして、最初は勝手が分からずどうなることかと思いましたが、皆様の多大なるご協力により2年間なんとか務めてまいりました。いろいろな経験をさせてもらったことと、皆様のご協力にこの場を借りて改めて御礼を申し上げます。

小野

広報部での任期は子供の受験（高校）と重なる期間でしたが、そこでの作業は受験対策に大変参考になり、それがきっかけで現在も高校の各教科にはまり込んでいます。45年間のブランクは新しい発見の連続ですが、広報部での編集作業でも、会員の方々の新鮮なものの見方などに触れることができ、収穫の多い2年間でした。ありがとうございました。

古川

古寺・名刹というテーマで、表紙の写真を担当させて頂きましたが、鎌倉を題材にカメラを趣味にしている私にとって、楽しい2年間でした。

倉片

17年前広報部の部員として携わった編集作業は手作業であった。現在はPCにて写真のレイアウト、原稿の枠を確定し完了です。

作業効率の進歩には目を見張るものがあります。業務の合い間に会員からの原稿を拝見することは最高の気分転換になり、広報部員との集まりもとても楽しい時間でした。2年間ありがとうございました。

長沼

アーッと云う間の2年間でした。広報部着任時は、果たして務まるのかと思いつつ、部長はじめ委員の皆様との共同の手作業を行っていくことが学校の課外授業の様で楽しくなってきました。ひとつ、ひとつのものを作り上げていくなかで部員同士の親近感を増すことが出来ました。広報部は「楽」ではなく楽しいぞ～

高山

最初は不安でいっぱいでしたが、連続6年間部員となり編集に携わりました。作業内容も大きく変化しており、今後もさらに進化していくものと思います。たくさんの先生方にめぐり合えて色々な思い出が出来ました。大変お世話になりありがとうございました。

辻

初めての広報部、どんな作業を経て「弘報いたばし」が出来上がるのか自ら体験することが出来ました。ペーパーレスが進む中、ペーパーならではの物づくりに参加した事を嬉しく思います。広報部の皆様2年間に難うございました。

榊原

税理士先生とその関与先様のために 様々なご相談にお応えします！



顧問料の集金

- ・報酬自動支払制度
- ・税理士業務支援サービス
日税ビジネスサービス

不動産の売買仲介

- ・相続・収益物件
- ・物件調査・財産評価
日税不動産情報センター

生命保険

- ・がん保険・医療保険
(全税共集団料率で保険料が割安)
- ・生命保険コンサルティング
日税共栄会保険代行

生保・損保

- ・団体所得補償保険
(全税共団体割引適用)
- ・生命保険コンサルティング
日税サービス



日税グループ

検索

税理士界ひとすじ 信頼と実績で40年 日税グループ

 日税ビジネスサービス ☎ 0120-155-551
  日税共栄会保険代行 ☎ 0120-922-752

 日税不動産情報センター TEL 03-3346-2220 (本社代表)
  日税サービス ☎ 0120-312-112

日税グループ本社 東京都新宿区西新宿 1-6-1 新宿エルタワー 29F

中小企業経営者の皆さまへ

連鎖倒産から中小企業を守る!

経営セーフティ共済

「経営セーフティ共済」は中小企業倒産防止共済制度の愛称です。

「経営セーフティ共済」に加入していれば、
万が一取引先が倒産しても回収困難となった
売掛金相当の資金を借り入れることができます。

もしも取引先が
倒産したら!
そのときの備えは万全ですか?



取扱手数料

新規加入及び増額を取りまとめた
いただいた組合員にお支払いします。
請求書は東京税理士協同組合のホーム
ページからダウンロードできます。



国のセーフティネット対策の柱の一つです! ポイント

- ①取引先が倒産した場合、掛金総額の10倍の範囲内
(最高8,000万円)で被害額相当の共済金の貸付
けが受けられます。
- ②共済金の借入条件は無担保、無保証人。
- ③掛金は税法上、損金(法人)もしくは必要経費
(個人事業)に算入できます。
- ④40ヶ月以上納付し、任意解約した場合、100%掛金
が戻ります。(12ヶ月未満は掛け捨てです)。

制度の詳細内容についてのお問い合わせ先

独立行政法人 **中小企業基盤整備機構** (中小機構) 共済相談室

TEL.050-5541-7171

資料請求・加入手続きに関するお問い合わせ先 **東京税理士協同組合**

TEL.03-5363-2011